令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務委託契約における
企画提案競技実施要領

１　業務名

令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務委託

２　業務の概要

別紙「令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務委託仕様書」のとおり

４　契約期間

契約締結の日から令和８年１１月３０日（月）までとする。

５　予算額

本業務の委託見積限度額は、２，９９５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

６　企画提案競技参加資格要件

告示第５１０号（令和８年４月３日）に定められた資格要件のとおり。（以下、再掲）この企画提案競技に参加できる者は、１事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(9)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が(1)から(10)までの要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の全ての構成員が(1)から(7)まで、(9)及び(10)の要件を全て満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村において納期の到来している市区町村税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 参加申込時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成１１年４月１６日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(5) この告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年３月２７日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(7) この企画提案競技に参加しようとするものの者の間に資本関係・人的関係がないこと。ただし、１共同企業体の構成員間においては、この限りでない。

(8) 令和５年度以降、国又は地方公共団体等が実施する企業向けのアンケート調査等の本事業と類似の事業を元請として受託し、業務を実施した実績を有すること。

(9) 一般財団法人　日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人　情報マネジメントシステム認定センターが認定するＩＳＭＳ適合性評価制度認証を取得している者であること。

(10) 共同企業体にあっては、その構成員が１事業者又は他の共同企業体の構成員として、この企画提案競技に参加しない者であること。

7　企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内容	日時
告示	令和８年４月　３日（金）
説明会	令和８年４月　８日（水）午前１１時から
質問受付期限	令和８年４月１０日（金）午後４時３０分まで
質問回答	令和８年４月１５日（水）予定
企画提案競技参加申出書提出期限	令和８年４月１７日（金）午後４時３０分まで
企画提案競技参加決定通知	令和８年４月２２日（水）予定
企画提案書提出期限	令和８年４月２４日（金）午後４時３０分まで
プレゼンテーション審査	令和８年４月２７日（月）予定
プレゼンテーション審査結果通知	令和８年５月　１日（金）予定
契約締結	令和８年５月１５日（金）予定

8　企画提案競技参加申出書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあっては、代表構成員はアからコまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイ及びエからクまでの書類を提出することとし、構成員のうち３(8)の要件に該当する者は、ウの書類も併せて提出すること。

ア　企画提案競技参加申込書（様式１－１又は様式１－２）

イ　事業者概要（様式２）

ウ　類似業務受託実績調書（様式３）

エ　商業登記簿謄本（３か月以内に発行されたもの。写し可）

オ　印鑑証明書（３か月以内に発行されたもの。原本）

カ　鹿児島市（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村）発行の市（区町村）税に滞納がないことの証明書（３か月以内に発行されたもの。原本）

キ　税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（３か月以内に発行されたもの。原本）

ク　プライバシーマーク制度認証又はＩＳＭＳ適合性評価制度認証の取得を証明する書類（写し可）

ケ　情報セキュリティ対策チェックシート（別紙）

コ　共同企業体を証明する協定書等の写し（共同企業体のみ）

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出先

〒８９２-８６７７　鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係（みなと大通り別館５階）

担当者：當房

連絡先：０９９－２１６－１３１８（直通）

メールアドレス：san-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出期限

令和８年４月１７日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間は、午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。郵送の場合、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

(6) 注意事項

ア　企画提案競技への参加申込者は、(1)の提出書類を順番にクリップ留めして、表紙に業務の名称及び事業者名を記入し、提出すること。

イ　鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている事業者は(1)の提出書類中、エからキまでの書類の提出を省略することができる。

ウ　参加申込後、書類審査に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、本企画提案競技に参加できない。

エ　代表者に代わり、営業所長名等で申込する場合、委任状（様式５）も提出すること。

オ　共同企業体で応募する場合、共同企業体を証明する協定書等の写しも提出すること。

９　質問の受付及び回答

(1) 質問受付

本業務委託に係る質問は、質問書（様式６）に記入し、件名を「鹿児島市〇〇業務委託契約に係る企画提案に関する質問」とし、本要領５(3)のメールアドレス宛に電子メールで問い合わせること。

(2) 受付期限

令和８年４月１０日（金）午後４時３０分まで

(3) 回答方法

質問への回答は、鹿児島市ホームページ上に掲載する。質問書に質問者の会社名・所属・担当者名及び連絡先等の記入がない場合は、回答しない。

(4) 回答期限

令和８年４月１５日（水）までに回答する予定である。

１０　企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和８年４月２２日（水）までに通知する予定である。

１１　説明会

(1) 開催日時

令和８年４月８日（水）午前１１時から正午（同日午前１０時５０分から受付開始）

(2) 開催場所

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市役所みなと大通り別館５階５０１会議室

(3) 参加を希望する場合は、令和８年４月７日（火）午後４時３０分まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、参加希望者の企業・団体名、役職及び氏名について、「８　企画提案競技参加申出書の提出（3)」に記載の宛先まで電子メールにて連絡すること。電話での参加申込は受け付けない。

１２　企画提案書の提出

(1) 提出書類

①　企画提案書

ア　表紙、目次、本編で構成すること。

イ　Ａ４版縦、横書き、両面、左綴り、(本編３０ページ以内）とすること。ただし、図表等で必要な場合のみＡ４版横やＡ３版で作成しても差し支えない。

ウ　目次は、参照先のページ番号を記載すること。

エ　本編は、以下の項目についての企画提案を記載すること。また、本要領１０(2)の評価基準の項目に沿って内容の説明を記載すること。

1)　調査の手法

2)　調査票作成の手法

3)　調査結果の集計及び分析の手法

4)　調査報告書及び集計データの作成手法

5)　調査対象企業データの取扱い

6)　運営体制

7)　業務全体のスケジュール

8)　追加提案

オ　表紙には、「令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務委託企画提案書」と題名を記載し、正本にのみ事業者名を記載すること。

カ　副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

②　類似業務受託実績調書（様式３）

参加申込の際に提出したものと同じものを提出すること。これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に別途詳細に記載しても構わない。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

③　経費見積書（様式４）

ア　提案書の内容に基づき、本業務委託に係る経費を積算すること。(消費税及び地方消費税を含む。)

イ　消費税及び地方消費税は、課税取引分の全ての経費の 10%とすること。

ウ　正本にのみ事業者名を記載し押印すること。

エ　副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(2) 提出部数

原本：各１部（正本、副本）

電子データ：各１ファイル（正本、副本）

(3) 提出先

「８　企画提案競技参加申出書の提出（3)」に同じ

(4) 提出期限

令和８年４月２４日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間は、午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

① 原本

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。郵送の場合、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

② 電子データ

電子メールにて提出すること。データはＰＤＦ形式とし、(1)提出書類の①から③までをＺＩＰファイルに取りまとめの上、ＺＩＰファイル名を「(提出月日）_（提案事業者名）_令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務委託企画提案書」とすること。

１３　無効となる提案

(1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの

(2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの

(3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

(4) 「経費見積書（様式６）」において、「５　予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

(5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

１４　委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認したうえで、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、プロポーザル提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

① 日時：令和８年４月２７日（月）（予定）

② 場所：みなと大通り別館６階ソーホーかごしま会議室Ａ

③ 留意事項

・開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。

・プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。

(2) 評価項目

別に定める「評価基準」のとおり

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての意義申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、当該プロポーザルを延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期、廃止した場合においても、当該プロポーザルへの参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

１５　業務の委託方法

(1) 選定委員会で選定されたプロポーザルの提案者に対し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

(2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。

(3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 契約予定金額

予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

１６　その他留意事項

(1) 提出期限までに提出書類が届かなかった場合は、参加資格を失う。

(2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。

(4) 鹿児島市は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(6) 参加申込書等の提出から契約締結までの間に、「６　企画提案競技参加資格要件」に該当しなくなった場合は、失格とする。

(7) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(8) 企画提案競技において選定後、契約に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。

(9) 提出された企画提案書等は、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

１７　本業務担当者

〒８９２－８６７７
鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市産業局産業振興部産業政策課（みなと大通り別館５階）
担当：當房
ＴＥＬ：０９９－２１６－１３１８
ＦＡＸ：０９９－２１６－１３０３
E-Mail：san-seisaku@city.kagoshima.lg.jp